

島根大学公認学生団体（出雲キャンパス）の課外活動再開に関するガイドライン
(令和2年7月10日医学部長決裁)
(令和3年5月25日一部改正)

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、課外活動を再開するにあたっては、当分の間、以下の点を厳守することとします。また、各サークルに関連する連盟・協会等から出されているガイドラインを必ず確認し、遵守することとします。

活動再開前

以下の島根大学施設を使用している承認学生団体・任意学生団体は、活動を再開するにあたって環境整備（雑草の除去、使用機材の整備、有効な換気が可能な状況等）が必要な場合、施設への立ち入りを許可しますので、作業前に学務課へメールで連絡のうえ、作業を行ってください。その際、メールの本文に①サークル名②活動目的③活動日時④参加者氏名及び学生番号を記載し、標題を「課外活動再開準備（サークル名）」としてください。1回の作業は10名以下とし、長時間（概ね1時間以上）、広範囲に及ぶ場合は数回に分けて計画的に行ってください。

<施設>

体育館、武道場、陸上競技場、野球場、テニスコート、水泳プール、大学会館

活動再開後

(共通事項)

1. 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染予防対策を徹底するとともに、建物に出入りする際は入り口に大学が設置した手指消毒液を使用すること。
2. 施設（学外を含む。以下同じ。）利用後には、施設の共用物品やドアノブ等手を触れる箇所は、別添のマニュアルを参照し可能な限り消毒等を行うこと。
3. 活動時間については、一人1日につき2時間以内とすること。課外活動共用施設、大学会館など仕切られた部屋を使用する場合は、「密集」「密接」「密閉」が重なることを回避し、①対人距離（目安：2m）を確保できない人数で一斉に利用しない ②30分毎に5分程度の部屋の換気を行うことなどに留意すること。
4. 活動前には必ず自宅で体温測定をして体調を確認し、発熱や体のだるさを感じるなど体調不良の場合は、活動を休止し休養すること。
5. サークル内において飲食を伴う会合は行わないこと。
6. 誰もが見ることのできる出入口等へ緊急時の連絡先等の掲示を行うこと。（掲示が難しい場合、SNS等を利用し部員全員が見ることができるようになること）
7. 活動を再開する前に、課外活動再開届（別紙様式1）活動計画書（別紙様式2）及び緊急時連絡先（参考）を学務課へ届け出ること。

8. 学外者との接触を伴う活動（大会等）については、学生生活担当WGにおいて審議の上、感染状況、大会等の規模、感染予防対策等に鑑みて総合的に判断し許可するので、学外者との接触を伴う活動を希望するサークルは、事前に学外者との接触を伴う活動願（別紙様式3）を学務課へ提出すること。
9. 病院内へ実習のために立ち入る実習生（医学科については5年生と6年生、看護学科については、臨地実習に参加している期間を実習生とする）は、その実習の14日前から実習生以外の学生との合同での課外活動への参加は禁止とする。実習生同士のみによる課外活動については別途申請すること。
10. 活動を行った場合は、時間・場所・参加者氏名及び学生番号・消毒を行ったかを記録し、その日のうちに顧問及び学務課へメールにて提出すること。

（体育系サークルに関わる事項）

1. 可能な限りマスクを着用すること。
（運動中は必須ではないが、それ以外の会話等の際は必ずマスクを着用すること。）
2. タオルの共用はしないこと。
3. 飲み物は各自で準備すること。
4. ベンチ等に座る際は、2m以上の間隔を空けること。
5. 大声での声援、近距離での会話等を控えること。
6. 更衣室及びシャワー室の使用は原則禁止とする。更衣室については、どうしても家で着替えてくることができない場合のみ使用することができ、使用する際は3密を避け換気を行うこと。
7. 課外活動終了後は速やかに解散すること。

（文化系サークルに関わる事項）

1. 話し合いをする際は、必ずマスクを着用すること。
2. 席に座る場合は、2m以上の間隔を空けること。
3. 大声での発声、歌唱、近距離での会話等を控えること。
4. 課外活動終了後は速やかに解散すること。

- ※課外活動可能時間帯は、年度更新申請および活動計画書に記載した時間の範囲内とする。
- ※部員の勧誘活動については、新入生が練習への参加もしくは見学を希望した場合は、一度に大人数が集まらないよう計画的に分散し、3密を避け感染予防対策をとったうえで、3名以下の人数で対応し、飲食を伴う会合は行わないこと。
- ※学外施設の使用については、学生生活担当WGで検討後許可された場合、活動可能とする。
- ※今後の状況により、必要に応じて活動を制限する可能性があることを承知していること。
- ※本ガイドラインにより定められたルール（別紙様式1、別紙様式2により届け出た内容）を遵守しない場合は、直ちにその団体の活動を停止させる。
- ※上記停止期間については原則3か月間とする。但し必要に応じて学生生活担当WG、団体顧問教員及び団体代表者により検討の上、期間を変更する場合がある。

<学務課学生支援担当連絡先>

メール：msa-gakushien@office.shimane-u.ac.jp

電話：0853-20-2084

学務課 宛て

課 外 活 動 再 開 届

- 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染予防対策を徹底し、建物に出入りする際は入り口に設置された手指消毒液を使用します。
- 施設利用後には、施設の共用物品やドアノブ等手を触れる箇所は、マニュアルを参照し可能な限り消毒等を行います。
- 活動時間については、一人1日につき2時間以内とし、課外活動共用施設、大学会館など仕切られた部屋を使用する場合は、「密集」「密接」「密閉」が重なることを回避し、①対人距離（目安：2m）を確保できない人数で一斉に利用しない、②30分毎に5分程度の部屋の換気を行うことなどに留意します。
- 活動前には必ず自宅で体温測定をして体調を確認し、発熱や体のだるさを感じるなど体調不良の場合は、活動を休止し休養します。
- サークル内において飲食を伴う会合は行いません。
- （_____（サークル内の誰も見ることのできる場所を具体的に記入すること。SNSの利用などでも可）へ緊急時の連絡先等（参考例）の掲示を行います。
- 学外者との接触を伴う活動（練習試合や合同練習、大会等）は行いません。
- 活動を行った場合は、時間・場所・参加者氏名及び学生番号・消毒を行ったかを記録し、その日のうちに顧問及び学務課へメールにて提出します。
- 体育系または文化系サークルに関わる事項を守ります。

※確認した項目にチェックをして提出してください。

以上の点を遵守し、課外活動を再開します。

学生団体名： _____

代表者学生番号： _____

代表者氏名： _____

顧問氏名： _____

活 動 計 画 書

活動時のおよその人数，手指の手洗い・消毒の方法，換気の方法，3密を避ける対策，施設や共有物品の消毒の方法，感染対策の部員への周知方法，顧問との連絡方法（顧問が不在時の対応）を具体的に明記した計画書とすること。

1. 感染予防対策

（学外の施設を使用する場合，施設名とそこで取られている対策も明記してください）

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

2. 参考にしたガイドライン等（添付して提出可）

- ・
- ・

3. 今後 1 カ月の活動計画及び段階的に活動再開するにあたっての大まかなスケジュール

島根大学 殿

団体名 _____

医学部 学科

第 学年 学生番号

代表者氏名 _____

顧問氏名 _____ 印

学外者との接触を伴う活動願

下記のとおり活動したいので許可願います。

記

分類	<input type="checkbox"/> 大会・イベント参加(名称: _____) <input type="checkbox"/> 練習試合・合同練習・合宿 <input type="checkbox"/> その他(_____)
活動目的・内容	
期 間	
場 所	
参加者氏名 (同伴含む)	
移 動 手 段	
感染予防対策	

※この他イベントや活動についての詳しい資料（要項や感染対策のガイドラインなど）があれば添付してください。

(参考)

緊急時連絡先

<学務課学生支援担当>

TEL : 0853 -20- 2084

<保健管理センター>

TEL : 0853 - 20 - 2099

<休日・夜間（守衛室）>

TEL : 0853 - 20 - 2499

<その他>

顧問 ()

TEL :

代表 ()

TEL :